

第6回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	令和2年12月10日(木) 午後1時30分 開会																														
2 開催場所	三朝町役場 第4会議室																														
3 出席委員	<p>農業委員 7人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%;">1番 青木君夫</td> <td style="width: 5%;">出</td> <td style="width: 25%;">2番 野見幸雄</td> <td style="width: 5%;">欠</td> <td style="width: 25%;">3番 松原利志</td> <td style="width: 5%;">出</td> </tr> <tr> <td>4番 米原章太郎</td> <td>出</td> <td>5番 山本雅之</td> <td>出</td> <td>6番 本田博</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>7番 村岡幸枝</td> <td>出</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">出席 6人</td> </tr> </table> <p>農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%;">吉田弘幸</td> <td style="width: 5%;">出</td> <td style="width: 25%;">山本一夫</td> <td style="width: 5%;">出</td> <td style="width: 25%;">吉田定夫</td> <td style="width: 5%;">出</td> </tr> <tr> <td>山本満</td> <td>出</td> <td>楠本幸孝</td> <td>出</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">出席 5人</td> </tr> </table>	1番 青木君夫	出	2番 野見幸雄	欠	3番 松原利志	出	4番 米原章太郎	出	5番 山本雅之	出	6番 本田博	出	7番 村岡幸枝	出	出席 6人				吉田弘幸	出	山本一夫	出	吉田定夫	出	山本満	出	楠本幸孝	出	出席 5人	
1番 青木君夫	出	2番 野見幸雄	欠	3番 松原利志	出																										
4番 米原章太郎	出	5番 山本雅之	出	6番 本田博	出																										
7番 村岡幸枝	出	出席 6人																													
吉田弘幸	出	山本一夫	出	吉田定夫	出																										
山本満	出	楠本幸孝	出	出席 5人																											
4 欠席委員	2番 野見幸雄																														
5 農業委員会事務局職員	事務局長 安田寛 主査 小椋智子 専門員 大村哲也																														
6 議事録署名委員	4番 米原章太郎 委員 7番 村岡幸枝 委員																														
7 議事内容等	<p>(1) 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について(大柿)</p> <p>(2) 議案第16号 地籍調査事業に伴う地目変更協議について</p> <p>(3) 議案第17号 農用地利用集積計画(利用権設定)について</p>																														
8 協議事項	(1) 農業委員会が定める別段の面積(下限面積)の特例について																														
9 報告事項	<p>(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>(2) 農地法第18条第6項の規定による通知書について</p> <p>(3) 公共事業の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書について</p>																														
10 その他	<p>(1) 農業委員会総会の日程について</p> <p style="margin-left: 20px;">①令和3年1月総会</p> <p style="margin-left: 40px;">1月8日(金) 午前9時00分～</p> <p>(2) その他</p>																														
11 閉会	午後2時20分																														

1. 開 会	
事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から、第6回三朝町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>山本会長、ご挨拶をお願いいたします。</p>
2. 会長挨拶	<p>今日から三朝町議会が始まります。</p> <p>一般質問では、農業委員会会長にも通告がありまして「農地が荒れている、後継者がいない」など、なかなか解決できる問題ではありませんが、農地の利用集積、荒れた農地は地目変更を行っていくなどして、守るべき農地を明確にする方向で答弁したいと考えている。</p> <p>時間がありましたら、委員の皆さんも是非傍聴していただきたいと思います。</p>
3 総会成立宣言	
事務局長	<p>本日の出席委員は7名中、6名が出席されています。</p> <p>定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。</p> <p>それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は山本会長をお願いいたします。</p>
4 議事録署名委員の指名	
議長	<p>それでは日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしとのことですので、4番 米原章太郎 委員、7番 村岡幸枝 委員、を指名します。よろしくをお願いいたします。なお、書記は事務局でお願いします。</p>
5 議事	
(1) 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について（大柿）	
議長	<p>「議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局は、議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。</p> <p>この申請者は町内の出身で、現在、北栄町にお住いで、親から相続した大柿地内の農地を、隣接する農地の耕作者の方に贈与し、町内に所有する農地を整理しようとして申請されたものでございます。</p> <p>農地を取得する者の要件として、農地の下限面積がありますが、譲受人の現在の耕作面積は7,866㎡ですので、賀茂地域の下限面積「40a以上」の要件を満たすものでございます。</p> <p>なお、取得後の農地の活用につきましては、耕作及び保全管理されるということです。</p>

	<p>審査表につきましては、5ページに付けておりますとおり、判定は許可としておりますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問はありませんか。</p>
議長	<p>【全体でないことを確認】</p> <p>無いようでしたら、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、議案第15号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>《議長》 それでは、議案第15号は承認されました。</p>
(2)議案第16号	地籍調査事業に伴う地目変更協議について
議長	<p>「議案第16号 地籍調査事業に伴う地目変更協議について」を議題とします。</p> <p>事務局は、議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。</p> <p>地籍調査事業に伴い、農地を現況の地目に変更したい旨の協議が別紙のとおり三朝町長からありましたので、本委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>現地確認につきましては、11月16日から、協議のあったそれぞれの地域の農業委員さん、推進員さん、事務局で、現地において地籍調査担当から説明を受けたところです。</p> <p>なお、農地から非農地への変更については「非農地証明の取り扱いについて（平成5年4月16日付け鳥取県農林水産部長通知）」、の通知の定義に基づいて本委員会が独自に定めている「非農地の農地認定に関する指導要綱」にそれぞれ基づき、地目変更の可否等の判断を行いました。</p> <p>これにより、調査の結果は、別紙のとおりで、うち地目変更を承認できないと判断されたもの等は説明資料のとおりですので、今一度それぞれの地域のご確認をお願いします。</p> <p>現地確認をおこなっていただきました委員さんで、何か追加説明等ありましたらよろしくをお願いします。</p>

	<p>【意見がないことを確認】</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。</p>
推進委員	<p>以前、宅地を農地にするのは認めていなかったように記憶しているが、今はどうなのか。</p>
事務局	<p>耕されて現況が耕作されているようであれば、農地として否定する法的な規制はありません。現況主義で地目認定されるものです。</p>
議長	<p>その他、質疑、意見等はありませんか。</p> <p>【全体でないことを確認】</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>議案第 16 号について、提案された案を承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>それでは、議案第 16 号は、承認されました。</p>
(3) 議案第 17 号	農地利用集積計画（利用権設定）について
議長	<p>「議案第 17 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題とします。</p> <p>事務局は、議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。</p> <p>【議案書をもとに朗読】</p> <p>諮問がありました、農用地利用集積計画書（案）について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 3 号の各要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 <ol style="list-style-type: none"> イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。

	<p>以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画（案）を受理し本委員会に提案するものでございます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。</p> <p>【全体でないことを確認】</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>議案第 17 号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>それでは、議案第 17 号は、承認されました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議事は終了しました。</p> <p>引き続き、第 6 の協議事項に移ります。</p> <p>事務局は、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本年 6 月に開催しました「第 3 6 回三朝町農業委員会総会」の協議事項で『農地法第 3 条第 2 項第 5 号における農業委員会が定める別段の面積（下限面積）の特例について』は、委員の皆さんのご意見をいただいたところです。</p> <p>意見としましては、次のとおりでした。</p> <p>【以下説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 耕作機関の当分の間とは・・・概ね 3 年 ✓ 住宅に隣接する農地の場合の「隣接」の定義は・・・事例ごとに判断する ✓ 県内の町外者であっても施設入所等で耕作できない場合は・・・取り扱いを検討する ✓ 面積は 1 a 以上なのか・・・検討する <p>上記の意見等を検討して、県の意見を求めたうえで制度設計を行うこととしたものですが、委員さんの構成が新しくなりましたので、今一度皆さんのご意見をお聞きし、別段の面積の特例について三朝町としての扱いを協議させていただきたいとしますのでございます。</p> <p>【配布資料の説明】</p>
議長	<p>事務局の説明はおわりました。</p> <p>これより皆さんからの、本件についてのご意見を伺いたいと思いますが、</p>

議長	まず私からですが、以前の委員会での意見としては、継続して耕作する期間の縛りを設けるかどうかについては、3年以上ということでしたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
全体として	挙手しての発言は無いが、会場での発言は「3年でいいのでは」の声があったことから。
議長	「3年でいいのでは」の声がありましたが、よろしいでしょうか。
全体として	反対の意見なし。
議長	それでは、継続して耕作する意思の確認として3年以上としたいと思います。 次に、「永年に亘り利用権設定等の借地をしている場合」ですが、永年とは何年以上とするのか皆さんの意見を伺います。
推進委員	「5年以上」とありますが、私でも5年先に耕作しているかどうか分かりません。3年でいいじゃないですか。
議長	只今、「3年でいいのでは」との声がありましたが、その他意見はありませんか。
議長	【意見が無いことを確認して】 それでは、永年の借地契約につきましては、3年以上の契約を永年と判断したいと思います。 事務局は、委員の皆さんからの只今のご意見を整理し、特段の面積の特例について、委員会に諮れるよう整理してください。 それでは以上で、協議を終了します。
議長	以上で、本日の議事及び協議事項は全て終了しました。 引き続き、第7の報告事項に移ります。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは、51頁からの「報告(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について」につきましては、2件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。 59ページの「報告(2)農地法第18条第6項の規定による通知書」につきましては、牧の水田、1筆が合意解約とのことで通知が届いておりますが、解約後は牧の方が耕作されることを伺っております。 「報告(3)公共事業の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書について」につきましては、横手地内で現在工事を行っております急傾斜地崩壊対策事業で引き続き必要な作業道路、資材置き場等として一時転用することについての報告

	<p>を受けております。</p> <p>事務局からの報告事項は、以上でございます。</p>
議長	<p>事務局から報告がありましたが、ご質問等ありましたら発言をお願いします。</p> <p>【発言なし】</p>
議長	<p>続いて、第8のその他に入ります。</p> <p>(1) 令和3年1月の農業委員会総会の日程について</p> <p>【協議の結果】 1月8日（金）午前9時の開会を予定します。</p> <p>※現地確認が必要な場合には、別途連絡します。</p>
議長	<p>本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。</p> <p>【発言が無いことを確認】</p> <p>それでは、本日の委員会は以上を持ちまして終了します。</p> <p>皆さん、ご苦労さんでした。</p>
<p>【委員会終了：午後2時20分】</p>	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月10日

議 長

議事録署名委員

4番 農業委員

7番 農業委員